

平成28年度 あさぎり町議会第2回会議会議録（第4号）						
招集年月日	平成28年6月14日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成28年6月16日	午前10時00分	議長	山口和幸	
	散会	平成28年6月16日	午前11時55分	議長	山口和幸	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	市岡貴純	○	9	永井英治	○
	2	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	3	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	4	橋本誠	○	12	奥田公人	○
	5	久保尚人	○	13	久保田久男	○
	6	小出高明	○	14	溝口峰男	○
	7	森岡勉	○	15	徳永正道	○
8	豊永喜一	○	16	山口和幸	○	
議事録署名議員	3番 加賀山 瑞津子 4番 橋本 誠					
出席した議会書記	事務局長 片山 守 事務局書記 林 敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲一典	○	教育長	中村富人	○
	副町長	小松英一	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	小谷節雄	○	会計 管理者	上渕幸一	○
	企画財政 課長	神田利久	○	農業振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設林業 課長	坂本健一郎	○
	生活福祉 課長	小見田文男	○	上下水道 課長	深水光伸	○
	高齢福祉 課長補佐	土肥克也	○	農業委員会 事務局長	大林弘幸	○
	健康推進 課長	岡部和平	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第4号）

日程第 1 一般質問（ 2人 ）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問（ 2人 ）

午前10時 開 議

●あさぎり町議会事務局長（片山 守君） 起立、礼、着席。

◎議長（山口 和幸君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

◎議長（山口 和幸君） 日程第1、一般質問を行います。建設林業課長より追加答弁の申し出があつておりますので、これを許可します。建設林業課長。

●建設林業課長（坂本 健一郎君） それでは、昨日の豊永議員の一般質問についての追加答弁をさせていただきます。駅前のAコープ駐車場と、町道部分の境界についての件でございますけども、町道えびす線と駐車場の境界は、側溝の縁石が、町道の境界でございます。それで、昨年度施工をする際に、町とJA、Aコープさんとの協議の中で、JAの方の要望を受けた中で対面通行が安易にできるように、こういうふうな車道帯の区分を行っておるようでございます。今後の対策といたしましては、この車道部分と駐車場部分がはっきり区分できるように、着色等何らかの方法で対策をとりたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 順番に発言を許します。まず、5番、久保尚人議員の一般質問です。久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 5番、久保です。このたび再度議員として、4年間の活動期間をいただきました。町民の皆さんのために、精いっぱい活動していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは通告書に従いまして質問いたします。今回の一般質問では2点の福祉関連の問題について質問いたします。まず、収入を不安定にする「公的手当のまとめ支給」の改善についてとして質問いたします。通常私たち会社員や公務員は、勤め先より、毎月決まった日に給料をもらって、水道代や電気代、携帯や子供の習い事、はたまた親の介護の施設への費用、そして毎月の定期的な支払いや、1カ月の食費などのおよその出費の計画、そして老後を見据えての個人年金とか、子供の教育資金を蓄えたりと、1カ月の収入を計画的に支出しております。今の日本のように、経済政策が失敗続きで、実質賃金がずっと上がらないような状況ですと、収入よりも支出のほうがどんどんふえていってしまって、家の会計が赤字になって、とらの子の貯金を取り崩すというようなことも、お話も聞くようになってまいりました。アベノミクスのおかげで、月々の収入がふえるどころか減っていくような状況で、子育て中の低所得者世帯でも、ますます生活の厳しさが増しております。おまけに我々の年金基金まで株に注ぎ込まれるというようなことで、安倍首相には本当に勘弁してくれと言いたいところです。それでは、本題に入ります。子育て世帯への国からの法的手当てには児童手当と児童扶養手当の二つの制度があります。インターネットですすね、現在、議会中継等ごらんになっている町民の方々も多いと思っておりますので、まず担当課よりこの二つの制度の説明をお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） はい、議会3日目でありますけど、今日も議員の皆さんどうぞよろしく願いいた

します。ただいま久保議員のほうからですね。私たち国民の生活、とりわけ地方のですね、町村の住民にとって、本当にあの経済政策のいい面での影響ですね。がほんとに全くという程届いてないということで、非常に生活の内容が厳しくなっているという話でありましたけど、このことは全くそのとおりであります。私が、いろいろな町の決裁を行っておりますけど、そういう中でもですね、やはり年々生活環境が厳しくなっているということを実感をしているところでございます。そういう中で今言われましたようにですね、子育ての国の手当等について、まずは担当課より説明申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（小見田 文男君） はい。では二つの手当について、概略を説明したいと思っております。まず児童手当でございます。これも児童手当法という法律でなっておりますけれども、児童手当の目的は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的にされたものでございます。それから、児童扶養手当でございます。これは町村については、県が支給するものでございます。離婚等により、父または母がいないひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的にされたものでございます。それから支給でございますけれども、児童手当、これは中学校卒業までの3月までの支給でございます。手当は毎年2月、6月及び10月の3期に、それぞれの前期までの分を支払うことで、法で定められたものでございます。当該支払い月における一定の支払い日を町長が規則により定めることになっております。あさぎり町におきましては、当月の10日に支払い日となっております。それから、児童扶養手当でございます。これは18歳到達後の3月までの支給、毎年4月、8月、12月の3期をそれぞれの前月分までの分を支払うということで、これも児童扶養手当法に示されたものでございます。県におきましては、これは町村は県が支給するものでございまして、熊本県におきましては当該月のですね、11日に支払い日となっております。それから手当額でございます。児童手当、これは、年齢ごとに分かれておりますけれども、3歳未満、これは1万5,000円でございます。それから、3歳以上から小学校終了前までが1万円。ただし、第3子以降は1万5,000円。それから中学生でございます。これは1万円でございます。それから、特例給付というのがございます。これは、所得制限限度以上の方でございますけれども、5,000円になっております。それから、児童扶養手当、これも所得制限とかいろいろございますけれども、全部支給になった場合、対象児童1人の場合は月額4万2,330円。それから、一部支給停止の方がいらっしゃいますけれども、所得に応じまして月額4万2,330円から9,990円となっております。それと、支給対象者の2人目でございますけれども、これは月額、これも今回の国会のですね、国の法の改正によりまして、ことしの8月からですね、これも、所得制限等がありますけれども、5,000円から1万円の法の改正がなされております。それから3人目以降、1人につきまして、現在は3,000円でございますけれども、これも法の改正によりまして、ことしの8月から、3,000円から6,000円の加算ということになっております。支給者でございますけれども、6月10日ですね、ことしの6月10日の支払いということでですね、受給者が1,056名、それから対象児童が1,927名、延べ児童数7,707名、これ4カ月分でございますね。支給総額8,859万円。それから、児童扶養手当でございます。これは28年の4月11日に県のほうから支払いがなされております。受給者が230名、それから支給総額が3,440万2,970円になっております。ちなみに、27年度の実績でございますけれども、総額で児童手当のほうでございます。2億6,936万5,000円。受給者は3,176名、延べ児童数2万3,455名。それから、児童扶養手当、これも県からの支出でございますけれども、受給者数が696名、支給総額1億217万8,120円となっております。現状等の説明は以上で終わります。

◎議長（山口 和幸君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 今説明いただきましたけれども、これ児童手当と扶養手当の町からの持ち出しというのは全然ないわけですか。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（小見田 文男君） はい、これもですね、児童手当におきましては、国、県、町の持ち出しがございます。

◎議長（山口 和幸君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 町の負担割合というのは、

◎議長（山口 和幸君） 暫時休憩します。

◎議長（山口 和幸君） 再開します。生活福祉課長。

●生活福祉課長（小見田 文男君） すみません。負担割合ですけれども、児童手当もですね、被用者とそれから非被用者ということで、被用者というのは、厚生年金関係の方々ですね。それから、非被用者、これは国民年金の加入者となっておりますけれども、これも年齢に応じてですね。負担割合が違います。じかに幾らとは申し上げることはできませんけれども、児童手当への被用者の場合がですね、事業主が15分の7とかですね、国が45分の16、それから地方が45分の8とかですね。それから3歳から中学就学前までにおきましては、国が3分の2、地方が3分の1、そのようにですね、被用者、それからまた非被用者に応じてですね、負担割合が違っているというところでございます。それから、我々公務員におきましては、所属するところがですね、100%支出しているところでございます。

◎議長（山口 和幸君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 今、児童扶養手当のほうの町の持ち出しに関してがお答えがなかったんですが、はい、お願いします。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（小見田 文男君） はい、児童扶養手当におきましては、県がですね、支出するというところで、町からの持ち出しはございません。

◎議長（山口 和幸君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） それでは、5,000円から1万円に8月に上がるということなんですけれども、また、3子以降は3,000円が6,000円ということですが、これは今回の消費税が、あげないというふうに自民党は決めてるみたいですが、これが影響してくるということはないんですか。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（小見田 文男君） はい、もともとですね、消費税の増税ということですね、10%に上がる、それも見込んだところでの法改正だったと思いますけれども、それにおきましては新聞等報道等でもですね、やはり違うところから財源持ってくると、これも子供子育て支援を27年度からスタートしましたけれども、これもあくまでも、財源的には消費税のアップ分を充てていくというような、国の施策ではございました。要するにこういう財源も、やはり違うところから持ってくるとのことだと私は認識しております。

◎議長（山口 和幸君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 国も随分厳しい状況になってくるんだなと、やはりそういうのをお聞きしてですね、思うんですけれども、今御説明いただきました二つの制度も含めてですね、現在国からの公的な手当の多くが数ヶ月ごとのまとめ支給となっております。例えばざっくりですけども、母子家庭で2人の小学生の子供を育てている親の就労による収入を手取り8万円とした場合にですね、1月が8万円、2月が16万円、そうですね。それから3月が8万円、4月が26万8,000円というふうな収入の入り方をこ

れを4カ月ごとに繰り返すこととなります。1月、3月、5月、7月、9月、11月の奇数月は8万円ですね、これ働きになった手取りのみとなります。2月、6月、10月は16万円、そして4月、8月、12月は26万8,000円と、これ何と最高で3.3倍余りの収入の開きが出てまいります。このような月々の収入の波をですね、うまく乗り越えていかないと生活していけない。非常にストレスのかかることだと想像できます。町長、どうですか、このような立場に御自分が立たれたらということ。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） なかなかですね。現実の場面に立たないとですね、想定しにくい話だと思います。基本的にはですね。波あろうとも、やっぱりその波を平準化して使うのが当たり前と思うんですけどですね。そうしてもらいたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 本来この制度の在り方というか、目的が先ほど課長がおっしゃったような、家計の安定のためということで支給が行われております。ただ、この家計の安定になかなかこっだけ支給がまとめ支給になってくると難しい面があると思うんですね。簡単に考えれば、町長がおっしゃったように、支給があった月に支給分をですね4分割して、そしてそれを封筒にでも入れて、その月のですね4カ月分を別々に置いて、その時にならなければ使わないというふうにすれば済む話ではあるんです。ところが、なかなかそれが難しい家庭っていうのが多いということなんで、この辺の収入の厳しい方々にとっては、特にこの人吉球磨地域はギャンブルの依存症を抱える方も随分いらっしゃると、その辺も気にかかります。手当が入ると臨時収入のような感覚で、現金を持っているのでついつい多めに使ってしまっ、そして後で後悔しながら、ぎりぎりの生活を送らなければならなくなると、その繰り返しである。これは実は高度経済学では、現在バイパスというらしいんですけども、困窮状態になると見られることのように。本人の経済感覚の欠如とばかりはなかなか言えないという部分がある。であれば、何とか毎月の収入の波をですね、穏やかになるような仕組みを整えてもらうということができないかなと思うんです。ただ、ここにはですね支給月を変えるには法改正という大きな壁があるのは事実なんですね。この分も含めてなんですけども、何らかの改善策はないかということを知りたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（小見田 文男君） はい、この一般質問のですね。今回の一般質問の主旨というか受けまして、私も私なりに調べてみました。これも朝日新聞にですね。6月の6日の朝日新聞でございますけれども、まだこれは実際に行っておられない市の事例が上がっておりました。先ほど議員も申されたとおりですね、これは児童扶養手当法にのっとった制度でございますので、今現在ではその支給月を変えることはできない。ただですね。載っていたのがですね、ある兵庫県の市でございました。今後市長が考えられるのが、国から4カ月分の手当をまとめてからですね、第三者にですね、第三者機関に1回その4カ月分を預けてですね、その第三者機関から受給者に現金を渡すと。その現金を渡すときに、家庭の状況とかですね、そういう支援をやっていくということでございます。それをするにも、厚労省との調整が必要であると。そういうことが載っておりました。ここの市はですね、児童扶養手当を自分のところで支給できます。あさぎり町とかですね、近隣町村におきましては、福祉事務所が県の福祉事務所、球磨福祉事務所とありますけれども、そういうところからの支給となっておりますので、これは県がですね、厚労省と調整しなければならないということでございますので、これが可能かどうかは厚労省がですね、どう判断されるかわかりませんが、こういう手法もあるんだなということは、私も今回の質問受けて情報として知り得たということでございます。

◎議長（山口 和幸君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 是非ですね、そのような取り組みをしたいと積極的にやりたいと思っている自治体があるということで、これは課長是非ずっと見ていただいでですね、この市の動きを。できることであれば勉強していただきたいと思ってます。国はこのような状況を把握してると思うんですけども、今後どのような動きになっていくかっていうのは、担当課のほうでは把握してますか。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（小見田 文男君） はい、何遍も申しますけれども、この質問受けてですね、県にも問い合わせしてみました。この児童扶養手当はもう県が権限ございますので。今現在、その熊本県内においては、毎月の支払いとかですね。そういう事例は担当のほうではまだ知り得ないということでございます。先ほど児童手当と、それから児童扶養手当の概要とか現状を説明しましたが、児童扶養手当が法改正がなされております。先ほどの加算額のところですね。5,000円とか3,000円のところを1万円とかですね、最大で1万円とか、そういう法改正がことしの6月2日に可決されております。その中でですね、やはり国民の声と申しますか、そういうのがですね。国のほうに陳情書が上がっていたと思うんですけども、その中で、その可決をした中で附帯決議というのが同時になされております。支給回数については隔月支給にすること等含め、所要の措置を検討するという附帯決議がなされております。国におきましても、今後ですね。児童扶養手当法の、そういうところを含んだところですね。検討を始めたということだと思っております。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 今の話で、国もこのまま放っておくつもりはないということみたいですので、近々動きがあるかもしれませんので、そのような場合にはですね、法整備が進むようであれば、町村でも先駆けてぜひ1番に我が町が取り組めるように、事前の勉強を担当課に指示していただいけませんでしょうか。町長。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 今説明を担当課長がいたしましたとおりですね、かなり国の制度上にしたがって、支給するような状況になっているということです。ただ、制度改正がですね。よりその町民の皆さんにですね、意欲に向かうような動きがあるかどうかについてはですね、きちっと担当課を中心にですね、調査をし、ウォッチングをしていくということで進めていきたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 是非、前向きに検討していただきたいと思っております。国の家計調査の老齢年金の受給者データで、公的給付のですね、支給直後は、消費が非常にふえるというのが検証されてます。うちの父も、2カ月に1度の老齢年金をほんの2日でですね、パチンコで使ってしまった。これまた別なですね、本当大きな問題だと思うんですけども。今となつては懐かしい思い出ではあるんですけども、年4回ですと、やっぱ支給月の消費は他の月に比べて6%ふえていたということなんです。これを90年に老齢年金6回払いになったあとは1.6%増にとどまっています。ということは、支給の回数を多くすることで、皆さんやはり自分の収入をうまく使うようになってきているということなんです。やはりこの波を穏やかにするということが非常に大切なことだということです。支給回数の増加でですね、すべてが解決するわけではないんですけども、収入のこの波を低くして平らにして、消費のムラも抑える。受給者全体の破綻リスクもそのことで減ると思われま。破綻者がふえますと、ますます我が町の財政も厳しくなることですから、前向きに検討をお願いしたいと思います。日本における貧困率、これ母子2人世帯で31.8%、幼児を含む2世代世帯で38.1%に上るとされてます。日本のシングルマザー80.6%が働いているにもかかわらず、日本では、ひとり親の相対的貧困率、これが58%と高くですね。諸外国中ワースト1です。

一番ひどい。多くのシングルマザーがいわゆるワーキングプアの状態に置かれているということです。うちの町が出生率が高い。これはもう町長が誇っているところですけども、2.07、全国で14番ですね。と、このシングルマザーが多いこと、この二つを関連づけて考えられたことはありますか。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 今ご指摘のそういった関連づけをですね、私たち役場で検証した経緯はありません。

◎議長（山口 和幸君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） ここはですね、児童扶養手当の削減に関する重要なファクターだと思っております。平成20年から24年、人口動態保健所、市町村別統計というのが厚生労働省から出ております。これよると、あさぎり町の2008年から2012年における赤ちゃんの出生数ですね、これが、年平均で144名、人口比1,000人当たりでは8.1人、申し訳ありません。8.7人、このときの全国平均が8.4人です。そして全国の1,741市町村中、371番目という数字、同期間の1人の女性が生涯に産む平均子供数、を推計した数、これが先ほどの合計特殊出生率というものにあたりますけど、これが2.07で14番、全国14番。これは同じあさぎり町に住む町民として非常に祝福すべきありがたいことだと思っております。次に、婚姻の件数です。結婚した件数と離婚件数についてなんですけれども、このときこの期間ですね、婚姻件数は、人口1,000人当たり4件、そして全国平均は5.5件、離婚件数は人口1,000人当たり1.76件、全国平均は1.94件となっております。そうすると、2008年から2012年における結婚と離婚の比率です。これが44、我が町は44になります。全国では35.3になります。これは同じ期間にあった結婚と離婚の比率なんで、その結婚された人が離婚してるということではないです。その期間中ですね、期間中に離婚があった、結婚した分と離婚を比べた場合です。ただ、これでおおよその傾向はつかめますよね。全国平均からすると1.24倍という数になってきます。児童扶養手当の町の県からの持ち出しですね。県が負担してる分です。非常に大きいですね。婚活も大事ですけども、うちの場合、町の場合は今度はやはり離婚を食いとめるという手だてを真剣に考える部分も必要なんじゃないかなと思っております。婚活も一生懸命やっていますけれども、なるべく別れていただかないような施策ですよ。これも非常に必要なんだと思うんですけども、町長はどうお考えですか。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 結婚支援はですね、取り組みはありますが離婚止める取り組みというのは、ちょっと家庭内のことでありますのでですね、どうしていいのか、私は全く、全くといいですかね、直接的にはない。ただ言われようとしてることはですね、その一つにやっぱり経済的な理由もあるんだろうという思いがありますよね。やはり経済が安定していると、家庭も心の余裕ができる。でもそうでなくてですね、非常に経済的に所得が生活に対する所得が不足していますと、いろんな場面でですね、夫婦間の気まずいいろんなことが起きるんだろうと思うんですね。それがどんどん募っていくと、離婚に結びつくということであると思いますので、やはりなんといっても、安定した所得の収入をいかにですね、私たちは行えるかが勝負かなと思います。

◎議長（山口 和幸君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 今、収入を上げるというところでお答えいただきました。そういう部分も含めたり、さまざまな分野で、やはり離婚が少ない町にしていっていただきたいと思います。それでは、次に、低所得者世帯の子供医療費助成制度の利便性を向上させるためにはどうすればよいかという点についてお伺いいたします。去年やりました、議会とPTAとの意見交換会で、低所得者世帯では医療機関で支払う現金を持ち合わせていないために、受診をためらう保護者が出てきているという報告がありました。私は子供医療費助成制度は、全額助成してもらうからには、多少の手間は当然であって、償還型から現物給付型に戻す必

要はないと基本的に考えております。この縛りを外してしまいますと、安易な受診が増える恐れもあります。そして財政的な面でも非常に大きな負担がかかってまいります。しかし、せつかくの制度も現金を持ち合わせていないために、受診をためらう家庭が出てきていると聞き、病気のわが子を持ち合わせがないために、病院にも連れていくことができないという状況を想像するだけで心が痛みます。今回の制度自体は、私は十分に機能していると考えております。しかし、その制度の狭間で困っている家庭を助ける手だてはないものかお聞きします。

◎議長（山口 和幸君） 副町長。

●副町長（小松 英一君） 今、お尋ねの件につきましては、担当課それぞれに考えを持ち合わせておりますので、お答えさせていただきたいと思っております。その前に私の方からも、今、久保議員からお話いただいたように、子供医療につきましては、この現物給付と償還払という大きな手法の違いというところで、町民の皆様方の受け取り方も様々にあるということは承知しておりますが、片方にだけメリットがあるわけではないですよね。いい面、悪い面持ち合わせているというのは、これはもう認めざるを得ない現実だと思っております。その中で、償還払いが持つ大きなデメリットと言いますか、リスクはおっしゃったように、医療機関にかかりたいんだけど、現金の持ち合わせがないから、見合わせておく、それがひいては重篤化に至ってしまうということが想定される、あるいは実際に体験をされた各家庭もあるというふうなことは伺っております。これが大きな課題だろうというふうには思っております。それに対処するために、即日償還払いとか、あるいは翌日に口座振り込みをさせていただきますというふうな、対応策も配慮はしたところがございます。しかし、あえてそのように、今医療機関に受診する時の現金の持ち合わせがないということであれば、医療機関もお金はまず払って下さいという前提で診療されますから、保護者の方としたら子どもに我慢させざるを得ないという場面が生じるというふうな事、ここのところをどうするかということ、これからの課題ではあるというふうには認識はしております。ただ一つ、後ほど担当課長も説明するかと思うんですけど、この医療制度だけで解消しようとしても、なかなか難しい場面があると思っておりますので、先ほど、テーマに上がっておりました、児童手当・児童扶養手当等の活用によって、医療費分を幾らかストックしていただければ1番ありがたいことなんですけど、そこになかなか到達しないという場合においては、社会福祉協議会等の資金貸付とか他の色々な福祉制度を活用していただくと。それらを含めて、トータルで何とかその対処ができないものかなというふうな考え方で、今ので満足しているわけではないというところをまず前提として、お話を申し上げたいと思っております。この後、担当課長の方から具体的に説明をさせていただきたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（小見田 文男君） 26年の4月から、中学生まで拡充しまして、償還払いということで、スタートしたわけですが、これも議員の皆様も御存じかもしれませんが、25年それから26年27年度、まずは医療費の実績を、まずは説明したいと思っております。25年までが小学6年までということで、現物給付の時には25年の年間が6,757万7,000円程度でございます。それから26年度から中学生まで拡充しまして、全件償還払いでスタートしました。その時の医療費の助成が5,779万1,000円程度でございます。1,000万程度の削減効果が出ております。それから27年度におきましては、5,897万1,000円若干伸びておりますけれども、現物給付と償還払、これは対象者が増えたのにも対しても、伸びていないということが実績として上がっております。この26年の4月1日、この償還払いでスタートするまでの経緯、これは議員の皆様、それから医療機関、それから保護者の方々の色々な意見が聞かれて、その中でも、低所得者に対しての支援を十分やってくれということで、先ほど副町長からも申したとおり、即日払いとか翌日払いとか、それから受付時間等も毎週木曜日には、時間外の延長、これは7時

まで受け付けをしております。それから各支所でも受付の対応をしております。それから閉庁日、土曜日曜祝日におきましては、日直で対応しているところがございます。先ほど議員からも申されたとおり、手持ちのお金がないという時、病院、そういう手持ちの資金がないから病院に行けないということでございますけれども、これも先ほど副町長からもありましたけれども、社協のこれは町が連携して取り組んでおりますけれども、これも平成27年の4月から施行しました、生活困窮者自立支援法に基づいて、熊本県におきましては、社協がこの支援を委託を受けまして、あさぎり町は球磨郡の基幹社協として相談事業を行っております。要するに、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施とか、住居確保給付金の支給、その他支援を行うということを今行っておりますけれども、社協におきましても27年度の実績で生活困窮者等自立相談事業というところで、あさぎり町におきましては22件相談を受けております。これも社協の担当にお伺いしましたけれども、まずは家計簿のチェックをするということです。要するに、先ほど議員さんも申し上げたとおり、収入に波がありますけれども、それと支出を調査していくところが、これも本当は児童手当、それから児童扶養手当もこれは生活保護とまた違いますが、生活費ではございませんということ、手当でございますので、できれば計画的に使っていただくということを、社協の方も説明しているところでございます。それからもう一つが、それから子供医療で、疾病分類等で一番多いのが歯科と聞いております。虫歯の治療とかこれ教育課サイドの助成制度でございますけれども、就学援助がございます。その中で、医療費の支援もしております。就学援助には学用品とか、新入学児童生徒、それと学用品、それから学校給食費、修学旅行費、そして医療費の支援制度がございます。この医療費というのが、年1回の健康診断がございますけれども、その時に色んなその病気等が分かりますけれども、その中で学校が指定している病気がございます。その中に虫歯とか中耳炎とか、そういうのもございますので、できればこれも基準がございますけれども、生活に困窮されてる方、詳しい資料は持ってきておりませんが、生活保護の基準額がございます。その1.6倍だったと思うんですけれども、そういうところだったら、この対象になるという一つの支援の方法がございます。それから、社協さんが取り組んでおられます、資金の貸し付け等もございますので、できればまずは色んなことでお困りがあったら、町の生活福祉課か社協の方に御相談に来られたら町と社協で連携をとりながら、その家計の相談の支援を行っていきたいというところを今考えているところでございます。

◎議長（山口 和幸君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） そうする方々に根本的に立ち直ってもらうことが大事だと思っております。私も生活困窮者自立支援制度というのが、生活保護に陥る前に救うという、制度として、今回27年からうぶ声を上げております。生活困窮者自立支援制度の中のまずは、その家計相談支援事業と先ほど言われた、家計簿を見ると、つけるとか、それとか貸し付けのあっせんであるとかいうこと、その辺のところをうまく悩みを拾っていただいて、家庭の家計を何とかうまく回るようにしていただくということは非常に大事だと思います。この場合に、この支援員の方々というのは、どのようなスキルを持った方々が対応されることになってますか。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（小見田 文男君） 社協におきまして、またほかの事業で行っておりますけれども、地域福祉権利擁護事業というのも社協さんで行っております。これも要するに、認知症の高齢者、それから知的障害者それから精神障害者の中で、判断能力がない方々を福祉サービスの利用援助とか、金銭管理等の支援を行っている職員がおります。その職員が、この生活困窮の方の相談事業も担当してるということで、色んなことで知識を持った職員が対応しているところでございます。

◎議長（山口 和幸君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 私が感じましたのは、すぐに家計をうまく回していくことができない方っていうのは、何て言いますか非常にその辺のところの感覚に疎い方も多いと思うとですよ。できましたら、今後ファイナンシャルプランナーとか、そういう資格等ありますよね。そういう方々が、厳しい中で、例えばどの保険はもう要らないですよとか、ちょっと携帯代は高過ぎますよとか、そういう家計全体を教育できると言いますか、そういう方を是非今後教育していただきたいと思っております。この制度なんですけれども、なかなか皆さんまだまだ知らないと思うんですね。今後どのような方法で周知していて、皆さんに困っている方々に知っていただくかということなんですから、その辺はどうお考えですか。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（小見田 文男君） 今後のそういう制度の周知ということで、この制度が始まった時は、チラシ等も作成して、全戸に社協の方から配付してあると思いますけれども、機会があるたびに、特に子供さんが生まれるとか、それとか出生届とか役場に来られます。そういう時に折を見て、今現在も子供支援の冊子を作っております。そういうところの中に、そういう支援についての情報も上げておりますので、そういうところを中心に、やっていきたいと思っております。それから先ほど、どういう資格を持ったスタッフと社協職員、社会福祉とか、福祉士とか、そういう国家試験を持った職員が、そういう生活困窮とか権利擁護の事業を担当しているところでもございます。

◎議長（山口 和幸君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 繰り返しになりますけれども、制度の狭間で苦しんでる子育ての世代の方々が、1人でも救われますように、皆さん頑張ってください、制度充実等に励んでいただきたいと思っております。以上で終わりたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 答弁いいですか。

○議員（5番 久保 尚人君） はい、いいです。

◎議長（山口 和幸君） これで、5番、久保尚人議員の一般質問を終わります。ここで十分間、休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。次に、9番、永井英治議員の一般質問です。

○議員（9番 永井 英治君） 9番、永井英治でございます。今議会の最後の一般質問となりましたが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。まずは先の熊本大地震におきまして、被災された皆様方に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を願っておるところでございます。それでは、通告書に従いまして質問をいたします。今回の私の質問のテーマは、地方創生のことでございます。これは、第2次安倍政権が、人口減少や、東京一極集中による、地方の疲弊などから日本全体を活性化するためということの一連の政策であります。平成26年9月に、まち・ひと・仕事創生本部が設置されまして、同じ年の11月には、まち・ひと・仕事創生法、それと地域再生法の一部を改正する法律の地方創生関連2法が成立をしております。しかしながら、一言で私たちに地方創生と言われても、今何をやれば地方創生なのか、何をやれば地方創生という定義がないように思われて仕方ありません。そこで、国の意向に沿った事業でなければ今予算の獲得はできないというようなことになっているのではないかとことも感じられますし、そこで町としては、現在地方創生、まず地方創生はどういうものと考えておられますかということ、

まずはお尋ねをいたします。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 地方創生ということで、何度か広報誌にも書かせていただいております。私が受けとめている地方創生は、今いわゆる地方が東京一極集中して、どんどん人口が減っていった。以前は消滅社会とか色々ありましたね、消滅町村とかありましたけど、いずれにしても、少子高齢化がずっと進んできて、子どもの数がさらに減って、地域が元気がなくなっていく。しかし一方で、日本全体を見る時に地方のこの自然を守り、色んな取り組みを行っている地域が、活性化しないと、日本全体は元気にならないということで、過去何度も国が色んな地方活性化の政策を行いましたけれども、結果的に殆どうまくいかなかったというか、その流れは止まらなかった。であれば、もうそれぞれの地域でその地域に合った特徴を生かして、自ら考え、自らやってみていただいけませんか、そのために国は幾らかのお金を支援しましょうと、こういうことであるという認識をしています。加えて、申し上げるならば、とは言っても、今議員が感じていらっしゃることは、なかなか動きが見えんんじゃないかということから今の質問だと思うんですね。実際そうだと思います。今あさぎり町では、健康と幸福をキーワードにしています。これが実際の町民の皆さんに、何か変わったかと言うと変わってないですね、言葉だけだから。今のところ。ですから、このことを今回の一般質問でも、例えば幸福駅とか薬師さんとか、あの辺の健康と幸福がキーワードですから、そこにグループを立ち上げて検討会を作るとか、色んなことをこれから始めていきますけど、そういうことを具体やらないと、今の状況では、今議員が言われたように町民の皆さんも、同じ感覚だろうと思います。地方創生、何やるんだと、冒頭申しましたように、これは国が色々やってもなかなか上手くいかないので、地方でやってみてくれと、そして、その土地の特定を活かして、他町村と差別化したり、逆に一緒になったりしてやってくださいませ、その時に、お金を国が出しますという制度というふうに考えております。

◎議長（山口 和幸君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 私そのとおりだと思います。地域特性に応じた戦略の推進とか、だから国は多様な支援をしますよと言っても、こちらからアイデアを出しても、これはちょっとそぐわないのじゃないかなというようなのは大変あると思います。色々なインターネットでも地方創生の事例とかありますけども、どこの町村ではこういうことをやっていますよとか、しかし、あれには採択をされなかった部分も必ずあるはずですね。そういったところで、じゃ何が本当に地方創生なのか、国に沿った政策が、沿ったのでなければ予算は獲得できないのか。そういったことを本当に、地方の時代地方がちゃんとしなさいよと、地方の特性を生かしなさいよと言われても、そういった矛盾を感じるのは、多分、皆さん全部感じておられると思っております。そういったことでも、しかしながら、これは地方を活性化するというところに重きを置いた政策だと思いますので、そのところで、具体的なことを今度は質問したいと思います。まず通告しておりました1番のことをございます。まず、この事業は5年をめぐりにしておりますので、現在まだ1年過ぎたところでございます。また、これで検証とか云々とかは難しいかもしれないなと思っておりますけども、あえて質問させていただきます。27年度では、地域消費喚起や生活支援型として、まずおまけつき商品券発行事業、それから生活応援商品券事業、子育て応援商品券事業がありました。成果と今後の課題ということで質問をいたします

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） それでは、それぞれの商品券の事業の成果と、今後の課題ということで説明、答弁をしたいと思います。まず最初におまけつき商品券についてですが、これについては1,000円券を12枚つづりで、1万1,250セット販売しまして、利用実績が1億3,500万円となっております。それから、子育て応援商品券事業につきましては、1,000円券を7,024枚交付しまして、換金額が7

08万2,000円となっております。それから、生活応援商品券事業につきましては、1,000円券を1万5,584枚交付しまして、換金額が1,526万2,000円となっております。今回はプレミアムをつけることで、新たな喚起に結びつくことができ、地域経済の活性化が図られたことと、合わせまして、子育て世代及び低所得者への生活支援につながったものと思います。しかし、今後の課題としましては、おまけつき商品券につきましては、継続して取り組む方向で一応検討しておりますけれども、子育て応援商品券、生活応援商品券につきましては、今回の地方創生に関連した国の単年度事業ということもありまして、本年度以降の事業に今のところ計画してないところです。今後どのように支援していくかは、今後検討していきたいというふうに思っております。

◎議長（山口 和幸君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） おまけつき商品券、そういったのも前々からあつとりますし、20%という、今度の昨年と本当に経済効果は上がっておると思っております。しかしながら、その後の生活応援商品券それから子育て応援商品券、今言われましたとおり1年限りで終わるということで、28年度にはないということでございます。私これを考えた時に、それこそ地方創生とは何かと考えました時に、国の政策の5原則というのがありますよね。事実性、将来性、地域性、直接性、結果重視とか、そういったことはありますけれども、継続することがその地域にとっては、地域にとって継続することが経済効果ないし、その活性化につながっていくのではないかと思います。今課長の答弁にもありました、今後検討していくというような答弁でございましたけれども、できればこういったことは継続することを国は考えながら政策を、今度の地方創生の中に入れたんじゃないかなと思っておりますけれども、そのあたりはどうでございますか。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） これは何と言いますか、財政面という面からもちよっと入っていくもんですから、なかなか厳しい面がございます。財政的に余裕とかそういうのがあったら、是非継続したいというふうなところもあるわけなんですけれども、この点につきましては、今後も検討していきたいというふうに思います。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（小見田 文男君） 先ほど企画財政課長の方から、子どもそれから生活商品券については、国の単年事業ということで、今回限りということで説明したと思っておりますけれども、明日のまた補正予算におきまして、これは低所得者の方々においては、3,000円の支給額の支援をすとか、それから年金生活者の支援の臨時給付金等も、今回の補正に支給額としましては二つ合わせまして2,400万の補正をするということで、これはもう国の政策として補助金100%でこういう人たちの支援を行っていきたくてこういうことを、今後そういうことも考えておるところでございます。

◎議長（山口 和幸君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 生活福祉課長が言われたのは、ひっくるめて地方創生と考えてということになりますかね。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（小見田 文男君） この臨時給付事業とか、年金生活関係の給付金事業でございますけれども、もともとは、これ26年からスタートしておりますけれども、消費税が5%から8%に上がったということで、低所得者の方々も負担があるということで、これは月500円を試算してあります。そういう関係で、これは基本的にはその消費税のアップ、それから年金生活者これも27年度の繰越事業で今現在も行なっておりますけれども、これはアベノミクスと申しますか、1億総活躍の中のことで、なかなか年金者の所得、なかなかその景気に左右されない方々を支援しようということでやっとするもんですから、全体的から

見れば地方創生かもしれませんが、目的は、そういう二つのパターンで今事業を行っているというところでございます。

◎議長（山口 和幸君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 私は地方創生そればかり言いたかったですけども、そういったことで生活支援なり子育て支援なり、そういったこともあっているんだという生活福祉課長の答弁だったと思います。そういうことで、地方創生と一緒に言いますか、並行しながらでも、そういったことを本当に国の政策といいましても、町の地域のためになるということで、そういったことで理解をしたいと思いますので。それで2番目の、今さっきの企画財政課長の答弁におきましては、企画財政ということで、財政の話になってきますと、なかなか検討するというような答弁で、それ以上の話は出てこないと思いますね。財政が裏打ちのお金がないというならば、もう本当にそういった支援もできないよという話にすぐなると思いますので、そういったところは工夫しながら、検討して行ってほしいと思っております。2番目の質問に移ります。観光振興対策においては、私は、町独自の観光では、非常に限界があると感じております。この前、懇談会の時にいただきました、このあさぎり町観光振興計画、こういった中にも、後ろの方のアクションプランのアイデアへの意見という部分にこの中に非常に私は印象に残ったところがあります。現時点で、おかどめ幸福駅、遠山桜、相良33観音、谷水薬師、球磨川、りゅうきんか、全部つなぎ合わせても、人を呼べるだけの魅力は感じませんというような意見がございます。私も非常にこれ同感だと思っております。あさぎり町でどんな観光と言っても、そら観光だけで人を呼べるような要素は、私は持ち合わせていないって思っております。例を私よく昔から人に語っていたのは、人吉球磨で観光で、できるところ、観光でたっていくところは五木と水上しかないよというような、昔から思っていたことでありますが、今はもう人吉の青井神社があったり、そういったことも出てきましたけども、持って生まれた要素が全然よそとは違うと私は感じております。例えば阿蘇、天草と比べて、あさぎり町が観光で何かやろうって言うても、これは今さっきのこの文章の中にありましたように、持って生まれた根本的な、そこが私はそういった時には、私は地域間連携という言葉がこの中にもありますけども、地域間連携それから広域連携、市町村間の連携、これが本当に大切になってくると思っております。そこで、まずこの地方創生の加速化交付金というところの中に、熊本県南ローカルブランディングプロジェクト、これ食と観光連携事業ということでございますけども、この対象地域は、八代・芦北・水俣・人吉球磨の全市町村と出ておりました。この説明していただいているいいですか。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） 確かに、永井議員がおっしゃるとおり、観光を1産業として確立するのは大変難しい地域ではあります。地域間連携としまして、現在人吉球磨そして県南地域で取り組んでいるというものが三つほどあります。その中で、先ほど質問がありました、ローカルプランニングプロジェクト、食と観光連携事業につきましては、熊本県南フードバレー推進協議会という組織がございます。これは県南3市12町村で構成されておりますが、その中で加速化交付金を活用いたしまして、県全域では6,500万ほどの申請をしておりますが、協議会で活用できるのが2,500万です。あとの4,000万に関しましては、県の観光課で活用していくということで進められております。その事業内容につきましては、食と観光資源が一体となった地域ブランドの創出ということで、マーケットインによる地域製品の開発、そのファン獲得に向けた取り組み、そして食と観光資源のパッケージ化、情報発信等の事業内容で行われております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） それではその中では、具体的にあさぎり町では、こういったことができるということですか。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） あさぎり町では現在、そのフードバレー推進協議会に加盟されている事業所、個人29名が参加されて、商品の高付加価値とか、展示会等への参加をされております。ですから、町としてはその協議会に参加するというような状況です。

◎議長（山口 和幸君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） そういった協議会云々に参加されている業種の方々、これを利用してと言いますか、そういったことで色々前に進んでもらえば非常にいいことですが、頑張ってもらうように、よろしく願います。それと、この振興計画の中に入っています、そしてこっちの、あさぎり町まちひと仕事創生総合戦略の中にあります、日本版あさぎりDMOの設立という文言が出てきますけども、これは、こういうDMOとなるものこの設立と言うのが、町で私はこの文章を読みますと、町で設立するというようなことで理解しておりますけども、そういったことが果たして妥当なのか、ということで、ちょっと質問したいと思っておりますけども。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） 現在あさぎり町には、観光協会といった観光推進組織がございません。それで町の見直しということで、本町の観光振興を牽引するリーダー、そして専門的な知識、そういったスキルを持った専門人材を集めた推進組織をつくるべきじゃないかなということで、要するに観光推進組織というものを立ち上げるという計画です。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 私は課長にちょっと喋ったこともありますが、先ほどから言っております、あさぎり町で観光と言っても、観光ではどうもできないのではなかろうかとずっと思ってますもんで、こういったDMOの役割とかいうような中に、色々な商工業や宿泊施設や、その他農林業、行政、交通事業者こういった辺りを何と言いますか、マネジメントと言いますか、取りまとめて頑張るのがDMOだと理解しておりますけども、そういったのならば、それこそ人吉球磨を一つになったようなDMOというのを設立して、そして、それこそ導線云々とか色々な話も今まであつとりますけども、そういったことを、人吉球磨が一つになったような連携ができた中の、DMOっていうのが考えられませんか。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 今、観光のあり方、人吉球磨でということで話があつてます。基本的に観光は当然人吉球磨で行うべきですよ。これは私も福岡にずっと住んでいましたし、いずれにしても球磨郡から離れて遠くから見たら、もう一つにしか見えないんですよ。ですから、広域連携は欠かせません。ただ、今確かにあさぎり町には観光に資するものがないということ、先ほどから何度も言っていますが、確かにそうだと思うんですけども、ただ、私はその中でも、何とかこう頑張る者を生み出すことが、今回の地方創生に与えた課題だと思ってるんです。だから、ないならいいんですけど、ないなら作ればいいじゃないかということですね、極端に言ったら。そこのところで、日本に本当に1つしかない、幸福駅の計画、これはやりようがあると見ているわけですよ。それから球磨郡では薬師さんっていうのは、ここはもう本当に地域の健康の神様として振興を集めてる。これもなかなか、そこ辺にはない。ですから、私がDMOを作っただけのように動いてますけども、あさぎり町でまずはやるぞということに、組織して頑張って、あるいは水上・山江それぞれの地域で頑張って、それが広域連携に結びつく。そうすることによって、本当の強い観光のルートとかできると思うんですね。水上でもトレッキングコース、3億か4億かけて今工事始まっています。来年の3月位には、15キロか20キロのトレッキングコースができるんですよ。今、水上は森林セラピーで今やりましたけど、今度はもっと広域でやっていける。そういうことで、上球磨に人が入っていく。

湯前もまんが館とかやってますけど、それを地域では、持っているものをさらに頑張ってる、地方創生の中で。あさぎり町もやる。それを今度はルートの、熊本から来て人吉に来て、人吉から来たお客さんを、どういうふうに回していくかっていうのが広域連携でやる。ここんところを一緒にやっていかないといかんと思います。そういうことで、DMOを今回たちあげようとしてますので、加えるようですが、町でもやる、広域でもやる、その二つを同時にやりきるかが勝負だろうと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） そうですかね。それじゃ2日前だったですか、加賀山議員からも色々言われておりますけども、幸福駅あたりも手をかけたら、まだまだ先伸びると思います。ある所では一つの地蔵さんが一つの地域を支える観光施設になって、もうどこも御殿が建って、そこに私1年に1回必ずお参りに行くんですよ。行くたんびに大きくなって、もうインターチェンジが一つそこにできてしまったというようなところも例もあります。だから、今度はそういったことをやられるならば、どーんと、おかどめ幸福駅、幸福神社も一緒に、どんどん前に進んでいってほしいと思います。それと一つだけ、今おかどめ幸福駅神社のことが出ましたので、私の質問の中に球磨川マラソンと入ってませんけども、あえてここで言わせてもらいます。この前の企画運営グループ会議に、私、長として参加してるんですけども、その中で担当職員が大変うれしかったです。ハーフマラソンのコースが、今あそこを今度通るようになっております。そこで、せっかくだから、くま川鉄道の列車が走る時間にランナーを走らせたというところで、今度去年とはまた、スタート時間をちょっとずらして、スタートさせるようになりました。そういったことで、非常によく言えば課の中の横の連携、観光とそういった教育課のある人が、そういったことでタイアップして言いますか、一緒に頑張らしようというようなことが、今までは、そら出来とつとばいなと思ったことが、町長にも報告をしときます。いいことだったです。それでは、そういったことで、町は町、広域連携は連携として頑張ってくださいようお願いいたします。それでは続きまして、3番の質問でございます。非常にこの冊子、あさぎり町人口ビジョン、地方創生の国の政策の中に、これを作りなさいというようなことで作られたと思えますけども、非常によく調べられて、よくこれを作られたなと思っております。そういった中で、一つだけ私は取り上げますけども、人口流出ということがこの中にも問題って言うか、ページは言いませんけども、現在の住まいからの転出というようなことが、問題として取り上げておられます。こういった中で、この人口流出ということに歯どめをかけるためには、一体どういうことが必要なかということで質問をいたします。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） 人口ビジョンですか、その中で、今一応人口の流出するということなんですけれども、これについて、状況をまず説明させていただきたいと思いますが、人口移動に関しましては15歳から19歳大幅な転出が目立っております。これは高校や大学への進学、こういったものが大きな、それからあるいは就職、こういったもので、町外へ転出されることが一番大きな要因となっているというふうに考えられます。ただ一方、20歳から24歳このあたりには転入も若干見られる状況です。大学を卒業された後に、町に戻ってくるケース、こういったものも考えられています。また40歳以上でわずかですけども、転入超過というふうな状況に一応なっております。地域間の人口移動の状況としましては、福岡県や熊本市への転出超過数が大幅に減少したことに対しまして、錦町あるいは近隣の町村への転出超過が増加している状況にあります。今、人口ビジョンでは34歳以下の年齢階級で、転入転出とも活発な動きが見られたため、この年齢階級に町に残ってもらいたい。戻ってもらいたいという、そういった施策が1番有効ではないかというふうに一応考えております。具体的には27年度に実施しました空き家調査、こういったものを分析をしまして、本年度は不妊治療に対する補助とか、あるいは来年度に置いて、子育て支援に関する相談窓口、子育て包括支援センターの開設、こういったものを計画しておりまして、安心して子供を産み育てる

環境づくり、こういったものに推進をしていきます。それから、あさぎり町の強みであります、自然豊かな住環境、それから多様な子育てに有利な支援策、こういったものを情報発信して移住定住を促す。それから若い世代が地元へ愛着を持つような町づくりの取り組みとしまして、若者向けのイベントの開催、それから年代別のライフスタイルの提案や、エリアブランディングなどの検討を行い、共に地元企業等の連携のもと、雇用の拡大や福利厚生充実を促進し、雇用に関する的確な情報提供、相談や職業訓練、技能取得の機会充実を図りまして、新規学卒就労U J Iターンの新規就農者などの多様な雇用を確保して、関係機関と連携しながら無料職業紹介所等の充実を図っていききたいというふうに思っております。

◎議長（山口 和幸君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 本当にこちらに高校ありますけども、大学とか専門学校とかありませんので、その年齢の方たちが出て行って、出て行くというのは、私も仕方ないこと、当たり前ですけども、仕方ないことだと思っております。まして、高校も今は交通事情が良くなりまして、こっちの県立高校が今まで五つありましたけども、こういったところから、人吉球磨郡外の私立でも県立でもですけども、よそに出て行くのは、もう本当に、出ていかれるのは、自分が選択されたことと思っております。私は思っております。私はだから、今課長も言われましたとおり、大学を卒業されてから、こっちに帰って来てもらえばいいんですよ。そういった中に、一つは企業との連携というのは本当に大きいことだと思います。企業が受け入れてもらえば、それだけ職がなからんと、ほんと帰ってくる術もないということですよ、当たりのことですけども。そういったところで、今度その一歩手前に、私は大学あたりに行く時に、奨学金制度を利用していかれる方がたくさんおられると思います。その中で例を言いますと、うちの息子もそうでありました。しかしながら、残念ながらよそに就職口を見つけて、よそで働いて、所得税は国税ですけども、町民税、県民税も全部よそに払って、そして生活云々の費用も全てそこで払っていく。こっちでは全部親が、育てて、親が教育費をかけて、全部やったのが言えばマイナスですよ。こちらから言えば、そういったことを考えますと、奨学金制度、奨学金をもらった人が、大学からこちらに職を見つけて帰って来られた場合、は、奨学金を返す必要がないとか、思い切った政策を、そういったところが考えられるような政策をとるようなことができませんか。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） それは考えられる政策だと思っております。そういう検討は時々やってるんですよ。どこまでそうやって、どういう効果があるかとか含めて、検討してみる価値があると思っております。

◎議長（山口 和幸君） 副町長。

●副町長（小松 英一君） 今おっしゃった、特典っていうよりも逆に特約条項、ほかの自治体でも取り組んでおられることは、もう議員も御承知だと思います。球磨郡内でもそれが実現しているような状況ですね。その財源を、どこに求めるかっていうのも勿論あると思うんですけど、国も今は給付型を検討しますよね。償還制度でという大前提の奨学金を給付型にできないのか。それ位、国も後継者育成ということには、本格的に力を入れたいということのあらわれだろうと思っておりますので、この動向は見きわめていく必要があると思います。奨学金については、例えばですけど、自治医科大学は熊本県から選抜された何名かの人しか、その医科大には行けない。だけど終わったら、熊本県内の医療機関に就業しなさいという特約条項ですよ、それを地方版に持ってくるということについて、その財源を元に、そしてその対象人数をどうはじくのかというふうな制度設計あたりについては、これは大いに検討する余地はあるんじゃないかなと思っております。それともう一つは、今おっしゃったのは大学卒業した後のUターンということなんですけど、もう1番極端に皆さん方が実感されておられるのは、いわゆる18歳の崖と言われる、高校卒業して他の管外に就職進学していかれる。そのことによって転出超過になってしまうという、これはもうどの自治体でも見られてるとい

うふうな現象なんですけど、仮にですけれども、あさぎり町の今の18歳の年代の人口、大体およそ180人ほどでね、その方の例えば2割が地元に残られとすれば、三十五、六名です。その方たちが果たして本当に仕事を持った上で残っているのかということ、まだ追跡してないからよく分かりませんが、そこところは難しい場面もあります。ですが、2割を3割に増やすことはできないのか、議員もおっしゃった、企業側に雇用を求めるためには、どういう付加価値をつければ、企業がそこで採用枠を広げてくれるのか、あるいは就職しようとしている御本人さんが、どのような条件であれば地元に残っていただけるのか。そういった面を考えていけば、何かの対策出てくるんじゃないかなということで、町長も農業後継者については、随分頭を痛めておられますし、国の制度プラスアルファっていう第1次産業を守るための後継者育成、これも大事だと言っておられます。あわせて2次3次についても、今言ったような18歳の崖をどうするのか、それからもう一つは、奨学金のその考え方、運用の仕方を改善できないのか、そういったところを具体的に進めていくことによって、地元に残っていただく、そして地域の活性化につながっていただく、何らかのアイデアが出てくるんじゃないかなというふうに期待をしてみたいということで、少し時間をいただきたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 本当に今詳しくお話いただきましたけども、人口ビジョンという非常に1番初めに言いましたけども、よく調べてあるな、よく分析してあるなと思います。こういったのが、今からまだまだ活かされるように、今の話のように色々検討していただきまして、それも私たちもその中に入って検討していくつもりでございますので、そういった中で、人口が少しでも出ていかない、こっちに残る、帰って来られる、そういった地域の体制を作っていただきたいと思っております。それでは最後の質問でございます。このまち・ひと・しごと創生総合戦略上の中に、「産業と雇用」ですね。この中に、一言で、農業所得の向上を図る、という文言があります。まずはですね。簡単に農業所得の向上を図るとありますけども、大変難しいことでもありますけども、まず今年度の地方創生加速化交付金で栗のブランド化による雇用創生事業ですか、これ1,900万ぐらいの予算が多分ついたと思いますけども、まずこの事業を教えてください。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） はい、ただいまの御質問の内容ですけれども、今年度につきましては、地方創生の加速化交付金事業によりまして、栗のブランド化の推進を行い、栗の安定した販売ルートの確立に加えまして、生産規模の拡大や技術向上に伴う生産の効率化を図り、農家所得や収益性の向上、後継者の確保、新規作付に伴う中山間地の遊休農地の解消と、地元加工業者の経営規模の拡大を図りまして、町内の雇用が生まれるように、事業を進めていきたいと考えているところでございます。今回の事業につきましてはですね、農業支援センターの法人化と関連させた、地域連携による先駆的事业として採択されたものでございまして、100分の100の補助率で、栗のブランド化に取り組むこととしておりますが、事業として、1,202万円が交付されます。されますが、農業支援センターのほうへそれを業務委託いたしまして、事業を実施していくこととなっております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） それでは、農業支援センターが直でこの事業をするということですか。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） 加速化交付金事業によりまして、こうした組み合わせ、地域間連携ということで、支援センターがですね、主体となって事業取り組みますけれども、もうそこにはそういった加工業者の方々、農家の方々が加わってまいりますので、そうしたところをまとめ役ということで、支援センター

が行います。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい。それではですね、そういったことで、農業される方、それからそれに携わる方々皆さんですね、所得向上につながるようお願いしたいと思います。それでも一つ、一番始めに言いました農業所得の向上ということで、いかにしたらば所得が向上するか、これは私たち農業してる人間にとりまして本当に永遠の課題であります。そういった中でですね、近ごろ私が思っておりますのは、それは生産コストの低減とかいろいろなことがあります。しかしながらですね、近ごろ、新しい作物で三島柴胡、薬草がありますよね。あれの話を聞いたときに、反収のお話をされたときに、上げる人と上げない人の差が、私からしたら余りにも差がありますもんでですね、あれを可能性がある、例えば100万を上げた人がおるとい話も聞いております。そして、でも平均したら30万とか40万の世界になると。そういったことならば、それは可能性が100万あるならば、皆さんそのあたりにいきつくことは難しいと思いますけども、そこに近づくことはできると思いますけどもですね、そういったことの、特に薬草の加工場の建設とかいろいろありまして、そこに私はターゲットをそこに持ってきましたけども、そういったところで、農業所得の向上というところではそういった反収を上げることが1番近道だと思いますけども、薬草に限ったことでもいいです。そういったことをどうお考えですか。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） 薬草に関して申し上げますと、やはり反収のですね、ばらつきがあっております。やはり初心者の方々とか、指導者の方々がおられますけれども、そうした指導者の方々をですね有効に活用された方々につきましては、所得が向上されているというふうなことも話を聞いておまして、それが、やはり先輩の方々と例えばちょっとあれですけど、そうした方々とですね、密につき合っていただきまして、ほかの農業でもですけどもですね、そうしたつき合いというのがやはり大事になってくるかと思っておりますので、そういったことを今後も話していきたいというふうに思っております。

◎議長（山口 和幸君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 薬草のことは、本当に頑張って下さい。課長は私質問しておりましたけど、まだほかに答えるようなことは所得の向上について何かお考えはほかに。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） ほかに用意はしておりましたけれども、担い手の方々と集落営農組織の高齢化や後継者不足が進む中で、農作業の共同化や機械の施設の共同利用というのも考えていかなければならないと思っております。農作業の効率化と、過剰投資の解消を図るということでも、これまでも言っておりますけれども、法人化関係の取り組みとか、について理解が進むように、今後も地域の話し合いを現在開催しておりますけれども、これからもそういったもの継続しながら、将来の農業について検討いただきまして、農業所得の確保に向けて推進していければというふうに考えております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 総合戦略の中の言葉、それから町の総合計画、そういったことの中にも、農林業が中心の町でございますから、農業者が残るためには、農業所得の向上というのはもう1番叫ばれるということでございます。これはもう未来ずっと、今課長が言われましたとおり、機械の利用であるコストを下げるとか、色々なこと言われますけども、それに向かって本当に具体的にやっていかなければいけないんですけども、なかなかその中に担い手が高齢化したりなんたり云々で、後継者不足とかもありまして、それができないような状態でございますが、そういった中にも、そういったことも問題提起をずっと心の中にも秘めながらと言いますか持ちながら、対処していただきまして、少しでも農家のそして地元の農業の所得の

向上また発展につなげていければと思っております。どうぞまたよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。
これで質問を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 答弁はいいですか。答弁は。

○議員（9番 永井 英治君） いいです。

◎議長（山口 和幸君） これで9番、永井英治議員の一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了
しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（片山 守君） 起立、礼、お疲れ様でした。

午前11時55分 散 会